

## 第24回入善町農業委員会議事録

令和4年7月7日午後1時30分から第24回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名          委員現在数 17名          欠員 1名

出席委員 16名

1番 五十里 章	2番 中陣 雄一	3番 寺田 晴美	4番 森下 さゆり
6番 上田 幸嗣	7番 島瀬 康一	8番 細田 孝志	9番 小林 真一郎
10番 米山 義隆	11番 坪野 和夫	12番 鍋嶋 太郎	13番 永山 美和
14番 吉原 有二	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	18番 長原 均

欠席委員 1名

5番 森下 吉光

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	腰 本 幸代
入善町農業委員会	主 事	上 原 祐里奈
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第90号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第91号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5	議案第92号 農用地利用配分計画案に意見を付す件について
日程第6	議案第93号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦労様です。短い梅雨が明けたようだという話を聞きますが、梅雨の終わりはまだ確定ではなく、8月の終わりに再度確定がされるそうで、まだ終わってない可能性もあるようです。湿気が高く過ごしづらいなと感じるところであります。

本日協議いただきたいこととして1つ、去年の8月にはマイクロバスで町内の農地パトロールを行いました。今年は方法を変えて、各担当地区で耕作放棄地の実態を確認してもらい、農業委員会全体で対策を協議する形にしたいと思っております。今後はタブレットを利用して耕作放棄地を確認していくこととなりますので、その予行練習ということで、ぜひよろしくお願いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第24回入善町農業委員会を始めたいと思っております。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6の終了までといたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。16番田中委員と18番長原委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第90号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第90号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町新屋〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は109㎡です。

備考欄にもありますが、この案件は、富山県農林水産公社を通じた特例事業による売買で、申請地のもとの所有者は、富山市若竹町〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町小摺戸〇〇の〇〇さんです。富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人であり、農地中間管理機構として、経営規模を縮小したい農家や離農する農家などから農地を借り入れ、その農地を担い手農家に貸し付ける「農地中間管理事業」を行っています。また、農地の買い入れ・売り渡しについても、特例事業として行なっており、これを利用することで、所得税等の譲渡所得において800万円の特別控除という税制上の特例措置を受けることができます。

この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、認定農業者である〇〇さんが農地を買い受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は事務所から自動車で3分のところであり、通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者がいない場合は認めないというものですが、農地所有適格法人であるため問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、116,149.15㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸に

は当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、米山委員にいただいております。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いします。

米山委員

事務局の説明のとおりです。申請地は仲間田になっており、それぞれ別の所有者がいらっしゃいます。この1枚の田とその周辺は譲受人が耕作しており、申請地の所有権取得後も、引き続き譲受人がしっかりと管理していく旨を確認しましたので、問題ないと思います。以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第90号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第91号、農用地利用集積計画の決定について、及び日程第5、議案第92号、農用地利用配分計画案に意見を付す件を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第91号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和4年7月7日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、8件の申請となり、農地中間管理事業に関する申請もありますので、議案第92号「農用地利用配分計画案に意見を付す件」を併せて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。令和4年7月7日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。別紙にて報告させていただきます。

まず、新規設定です。

入善地区はありません。

上原地区はありません。

青木地区はありません。

飯野地区はありません。

小摺戸地区はありません。

新屋地区 1 件、1 筆、3,800㎡

栲山地区はありません。

横山地区はありません。

舟見地区はありません。

野中地区 5 件、13 筆、23,033㎡

以上、新規設定の合計は、6 件、14 筆、26,833㎡です。

続いて再設定です。

入善地区はありません。

上原地区はありません。

青木地区はありません。

飯野地区はありません。

小摺戸地区 1 件、1 筆、2,880㎡

新屋地区はありません。

栲山地区はありません。

横山地区はありません。

舟見地区はありません。

野中地区 1 件、1 筆、429㎡

以上、再設定の合計は、2 件、2 筆、3,309㎡です。

新規設定、再設定の合計は、8 件、16 筆、30,142㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は

全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第91号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第92号、農用地利用配分計画案に意見を付す件を、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第93号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

受付番号1番。除外願出者は入善町入膳〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町入膳〇〇の〇〇さんです。除外対象地は、入善地区入膳〇〇の1筆で、地目は田、面積は90㎡です。除外後の用途は一般住宅敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、譲受人の住宅前には、令和5年度にかけて町道が整備される予定であることから、新設の町道への出入りができるよう、申請地を利用して住宅敷地の拡張が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

当該変更に係る土地は90㎡で、通路及び家庭菜園として利用するための必要最小限の面積であることから、必要かつ適当であると認められます。さらに、譲受人の住宅と新設道路の間には申請地しかないことから、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満

たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存宅地に隣接し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、当該変更に係る土地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められます。

農振法第13条第2項第4号の要件について、雨水排水は既存の用悪水路へ排水することから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、国営黒部川沿岸地区等の実施済地ですが、平成5年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

以上1件です。よろしくお願いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第93号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

本日の配布資料の中にあります「富山県農業施策に関する政策提案（案）」について、昨年と比較した変更点は、「2. 肥料・飼料等の安定確保について」を追加、「6. 農地中間管理事業について」を削除、「9. 水田を用いた園芸作物の作付け支援について」及び「10. コメの輸出拡大に向けた担い手支援の推進について」を追加したところです。他にも削除すべき点や新たな提案などがあれば、ご意見お願いします。

小林委員

9番目の政策案の「園芸作物等産地収益力強化事業」について、インターネットで検索しても詳細が出てきません。事業の流れが変わってきているのに、このような情報が、農業者にストレートに届くということがなかなかないのではと思います。農業者の耳に入るように、PRが必要だと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

ご意見ありがとうございます。県に伝えていきます。

事務局

ありがとうございました。その他ご意見がなければ、この内容で県に提出いたします。

さて、会長の挨拶でもあったとおり、今年は合同農地パトロールをしないこととしますが、7月～9月は農地パトロールの実施強化期間となっていますので、住宅地図を利用して、担当地区の耕作放棄地になっていそうな所を確認し、事務局へお知らせいただきたいと思います。タブレットが届きましたら、富山県農業会議とともに、タブレットの利用方法を確認する場を設けたいと思いますので、またご連絡いたします。

最後に、今年度用の農地パトロール用ののぼり旗を配付いたしました。昨年度のものとの交換して、ご利用ください。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第24回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、令和4年8月4日木曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時15分）